

若葉カップ全国小学生バドミントン大会補助金交付要綱

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 若葉カップ全国小学生バドミントン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、バドミントンの普及と育成を目的に全国各地から若葉カップ全国小学生バドミントン大会（以下「大会」という。）に参加するチームに対し、主催者の構成団体である長岡京市が認める予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会参加のために要する交通費及び宿泊費とする。

2 補助金交付額は、別に定める補助金交付基準によるものとする。

第 2 章 交通費及び宿泊費補助金

(請求及び交付等)

第 3 条 交通費及び宿泊費補助金の交付を受けようとするチームは、交通費兼宿泊費補助金交付請求書（様式-1）を大会参加申込書の締切期日までに大会会長（長岡京市長）（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求書の提出があったときには、内容を審査のうえ交付の決定を行い、交通費及び宿泊費補助金を交付するものとする。

(請求内容の変更)

第 4 条 請求書並びに関係書類に記載された内容に変更を生じたチームは、交通費兼宿泊費補助金交付申請内容変更届出書（様式-2）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前条の規定により提出された変更届出書の内容を審査し、すでに交付されている補助金の額に疑義が生じたときは、補助金の増額、または減額の確定を行うことができる。補助金の減額を確定した場合は、補助金の返還を命ずることができる。

第 3 章 追加宿泊費補助金

(請求及び交付等)

第 5 条 追加宿泊補助金の交付を受けようとするチームは、追加宿泊費補助金交付請求書（様式-3）を大会最終日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、追加宿泊費補助金交付請求書の提出があったときは、内容を審査のうえ、補助金を交付するものとする。

(委 任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 3 年度から適用する。

附 則 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 1 7 年 5 月 3 0 日から施行する。

【交通費及び宿泊費補助金交付基準】

1. 交通費補助金の交付基準表

| NO | 都道府県 | 補助金額 | NO | 都道府県 | 補助金額 | NO | 都道府県 | 補助金額 |
|----|------|--------|----|------|--------|-------------|------|--------|
| 1 | 北海道 | 90,000 | 17 | 長野県 | 21,000 | 33 | 岡山県 | 11,000 |
| 2 | 青森県 | 45,000 | 18 | 富山県 | 17,000 | 34 | 広島県 | 19,000 |
| 3 | 岩手県 | 40,000 | 19 | 石川県 | 13,000 | 35 | 山口県 | 24,000 |
| 4 | 宮城県 | 34,000 | 20 | 福井県 | 9,000 | 36 | 香川県 | 16,000 |
| 5 | 秋田県 | 43,000 | 21 | 静岡県 | 18,000 | 37 | 徳島県 | 20,000 |
| 6 | 山形県 | 35,000 | 22 | 愛知県 | 8,000 | 38 | 愛媛県 | 23,000 |
| 7 | 福島県 | 32,000 | 23 | 三重県 | 9,000 | 39 | 高知県 | 21,000 |
| 8 | 茨城県 | 29,000 | 24 | 岐阜県 | 7,000 | 40 | 福岡県 | 29,000 |
| 9 | 栃木県 | 29,000 | 25 | 滋賀県 | — | 41 | 佐賀県 | 31,000 |
| 10 | 群馬県 | 29,000 | 26 | 京都府 | — | 42 | 長崎県 | 33,000 |
| 11 | 埼玉県 | 26,000 | 27 | 大阪府 | — | 43 | 熊本県 | 32,000 |
| 12 | 千葉県 | 27,000 | 28 | 兵庫県 | — | 44 | 大分県 | 31,000 |
| 13 | 東京都 | 24,000 | 29 | 奈良県 | — | 45 | 宮崎県 | 38,000 |
| 14 | 神奈川県 | 23,000 | 30 | 和歌山県 | 8,000 | 46 | 鹿児島県 | 39,000 |
| 15 | 山梨県 | 28,000 | 31 | 鳥取県 | 15,000 | 47 | 沖縄県 | 83,000 |
| 16 | 新潟県 | 28,000 | 32 | 島根県 | 22,000 | *千円未満は切り上げ* | | |

【交通費の算出基準】

- 1) 都道府県庁所在地からJR京都駅までの子供片道普通運賃の6倍の額
- 2) 1)により5,000円未満の府県は補助金の対象外とする。
- 3) 北海道・沖縄県は片道航空運賃の3倍の額に、係数(所用時間等で算出)を乗じて得た額

2. 宿泊費補助金の交付基準

大会参加のため、宿舎に宿泊するチームに対し、次の額を宿泊費補助金として交付する。

*チーム一律 10,000円

3. 追加宿泊費補助金の交付基準

大会参加のため、宿舎に宿泊しているチームで、大会最終日の決勝トーナメント戦に出場するチームに対し、次の額を追加宿泊費補助金として交付する。

*チーム一律 10,000円

若葉カップ全国小学生バドミントン大会
 大会会長（長岡京市長） 様

都道府県名 _____
 チーム名 _____
 代表者名 _____ 印

交通費兼宿泊費補助金交付請求書

| | | | | |
|--|--|-------|------------------|---------------|
| 下記のとおり補助金の交付を請求します。 | | 宿泊手配 | JTB・東武トップツアーズ・独自 | |
| 補助金請求額 | 合計 _____ 円（交通費補助金： _____ 円 × _____ チーム + 宿泊補助金 10,000 円 × _____ チーム） | | | |
| 振込先 ※郵便局への振込は店番、（漢数字3桁）と口座番号（7桁）を記入してください | 銀行名 | | 支店名 | |
| | 預金種目 | 普通・当座 | | 口座番号 |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義 | | | |
| 連絡責任者 | | 出場チーム | 男子・女子 | * ○ 印をしてください。 |
| 連絡先 | 〒 _____ | | 電話番号 | _____ |
| | _____ | | FAX番号 | _____ |
| | _____ | | 携帯番号 | _____ |

記入上の注意

- * 参加申込書と同時に大会事務局に提出してください。（コピー不可）
- * 同一チームで男女とも参加するチームは、2チーム分の金額を記入してください。
- * 振込先には、通帳記載どおりの口座名義とフリガナを必ずつけ、通帳のコピー（2ページ目）を添付してください。

※ここには記入しないでください。

| | | | |
|------|--|------|--|
| 都道府県 | | 整理番号 | |
|------|--|------|--|

若葉カップ全国小学生バドミントン大会
 大会会長（長岡京市長） 様

都道府県名 _____
 チーム名 _____
 代表者名 _____ 印

追加宿泊費補助金交付請求書

下記のとおり追加宿泊費補助金の交付を請求します。

| | | | | |
|--------|------------------------------|-------|-------|---------------|
| 補助金請求額 | _____ 円 (10,000円× _____ チーム) | | | |
| 振込先 | 銀行名 | | 支店名 | |
| | 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義 | | | |
| 連絡責任者 | | 出場チーム | 男子・女子 | * ○ 印をしてください。 |
| 連絡先 | 〒 _____ | | 電話番号 | _____ |
| | _____ | | FAX番号 | _____ |
| | _____ | | 携帯番号 | _____ |

記入上の注意

- * 大会最終日に大会事務局に提出してください。
 - * 同一チームで男女とも決勝トーナメント進出チームは、2チーム分の金額を記入してください。
 - * 振込先には、通帳記載どおりの口座名義とフリガナを必ずつけ、通帳のコピーを添付してください。
- (交通費兼宿泊費補助金交付請求書で通帳コピーを提出いただいている場合は結構です。)

※ここには記入しないでください。

| | | | |
|------|--|------|--|
| 都道府県 | | 整理番号 | |
|------|--|------|--|